

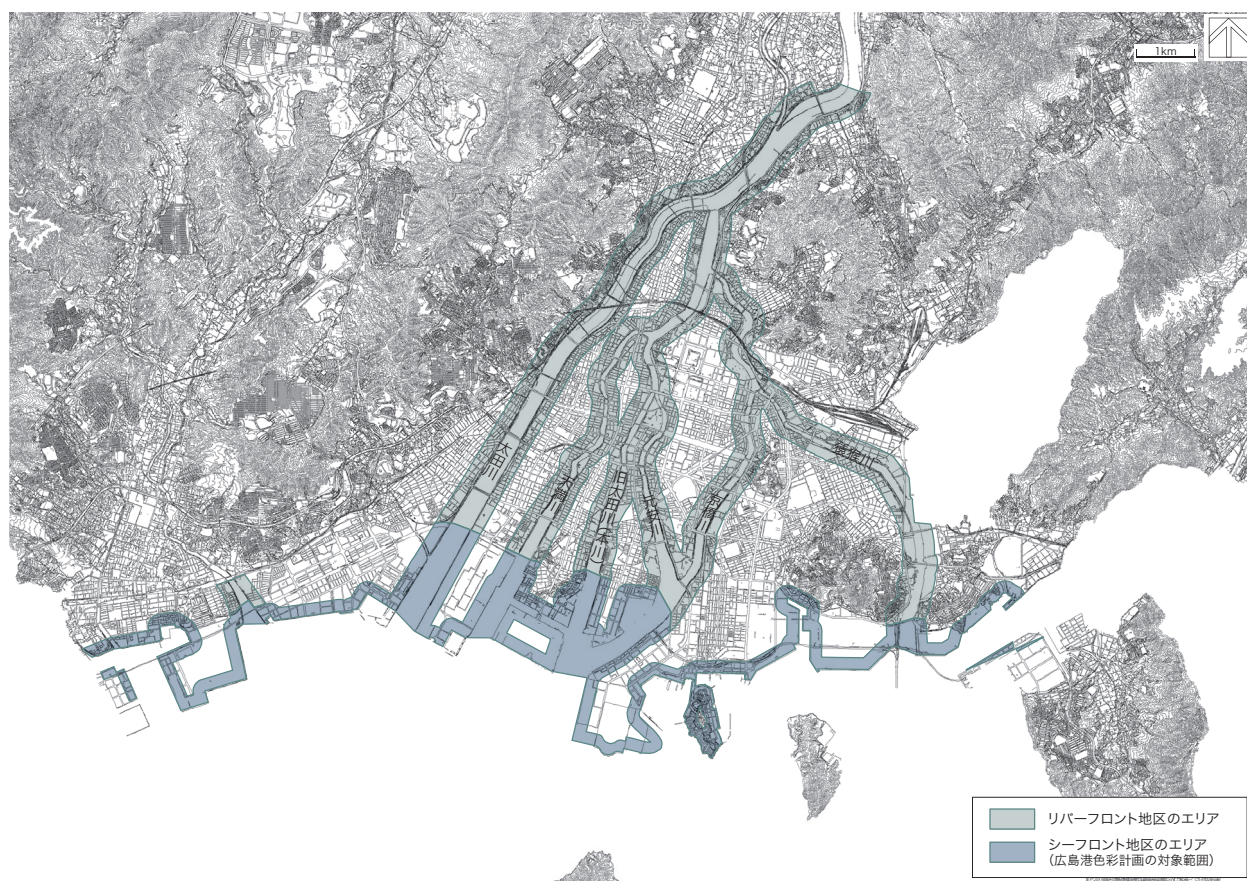
⑦ リバーフロント・シーフロント地区



1 対象エリア

市街地内の主要河川の区域及び護岸から200メートル以内の区域を中心とし、*広島港色彩計画の対象である佐伯区、南区、安芸区の港湾沿いの区域やこの区域に隣接する八幡川の一部を加えた区域(ただし、他の景観計画重点地区のエリアと重複する部分を除きます。)を基本に、以下のとおりとします。

また、*広島港色彩計画の対象区域と重複する部分を、シーフロント地区とし、それ以外の区域をリバーフロント地区とします。



リバーフロント・シーフロント地区の位置図

2 景観形成の方針

デルタ市街地を流れる太田川の派川をはじめとする河川や海辺は、その美しさから眺望の対象であるとともに、身近に憩い楽しめる場所です。

また、古くから舟運に利用され*雁木が整備されるなど、人々の生活に密着した空間であるとともに、都市内のオープンスペースなどの多様な機能を持っており、「*水の都ひろしま」のブランドイメージを構築する上で重要な要素となっています。

特に、戦後復興の過程で整備された河岸緑地は、美しい河川空間を演出し景観を特徴づけています。

太田川や瀬戸内海の自然環境を生かし、潤いや安らぎ、にぎわいを創出する水辺の景観づくりを進める必要があります。

景 観 形 成 の 方 針

美しく整備された河岸緑地や遠くまで見通せる空間の特性を生かし、「*水の都ひろしま」にふさわしい、潤いや安らぎ、にぎわいを創出する景観を形成します。

ア 河川やその対岸又は海からの眺望に配慮します。

イ 外壁等の色彩については、河岸緑地の緑等周辺景観や遠景の山並みと調和したものとし、高明度、低彩度色を基調としたものとします。

ウ 水辺空間へのアクセス向上や水辺を楽しむことのできる空間の創出などにより、水辺空間の利活用を推進します。

エ 景観に潤いを与えるため、敷地内緑化を進め、建築物等においては屋上緑化や壁面緑化に努めます。

オ 平和記念資料館本館下の視点場から見た南北軸線上の眺望景観に配慮します。

3 届出対象行為

以下の行為について、届出が必要になります。

届出対象行為	種 類	規 模
建築物の建築等	新築(新設)、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更(外壁面、屋根面又は舗装面その他屋外に面する部分の一の面又は屋根面について、色彩の変更に係る部分(陸屋根の防水措置に係る部分を除く。)の面積が2分の1を超えるもの。ただし、橋りょうにあっては、橋台、橋脚、橋桁等の一の面について、色彩の変更に係る部分の面積が2分の1を超えるもの)	(1)高さ13メートル(‘幅員が10メートルを超える道路に係る沿道の角地又は当該地区内の主な河川若しくは港湾に面する部分 ^{*1} ’に係る建築物等にあっては、高さ7メートル)を超えるもの
工作物1<表1>の建設等		(2)建築(築造)面積が1,000平方メートルを超えるもの (3)原爆ドーム北側眺望景観保全エリアにおいて、建築物の屋上部分等に設置する工作物で、工作物の下端の標高が‘5 高さの最高限度の基準」に定める高さ’から13m減じた高さを超えるものにあっては、規模にかかわらず全て
工作物2<表2>の建設等		<表2>のとおり
工作物3<表3>の建設等		規模にかかわらず全て

注：工作物にあっては、屋外に設置するものに限る。

注：原爆ドーム北側眺望景観保全エリアは「5 高さの最高限度の基準」に示す図を参照。

<表1>

工作物1
煙突
鉄筋コンクリート造の柱、鉄柱、木柱その他これらに類するもの(旗ざお並びに架空電線路用並びに電気事業法第2条第1項第10号に規定する電気事業者及び同項第12号に規定する卸供給事業者の保安通信設備用のものを除く。)
電波塔、装飾塔、記念塔その他これらに類するもの
高架水槽、物見塔その他これらに類するもの
乗用エレベーター又はエスカレーターで観光のためのもの(一般交通の用に供するものを除く。)
ウォーターシュート、コースターその他これらに類する高架の遊戯施設
観覧車、飛行塔その他これらに類する回転運動をする遊戯施設で原動機を使用するもの
アスファルト、コンクリートなどの製造施設その他これらに類するもの
サイロ、ガスタンクなどの貯蔵施設その他これらに類するもの
粉碎施設、汚物処理場、ごみ焼却場などの処理施設その他これらに類するもの
彫像及び記念碑
太陽光発電装置

<表2>

工作物2
携帯電話等基地局アンテナ(規模にかかわらず全て)
駐車場法第2条第2号に規定する路外駐車場及びこれに類する駐輪場(時間貸し駐車場等)(規模にかかわらず全て)(※)
機械式自動車車庫(地上段数が2以上のものに限る。)(※)
擁壁(高さ2メートルを超えるものに限る。)であって道路に接して設けるもの(※)
塀及び柵(高さ1.5メートルを超えるものに限る。)であって道路に接して設けるもの(※)
日よけ、雨よけその他これらに類するもの(規模にかかわらず全て)(※)

※ ‘主な河川又は港湾に面する部分’に設けるものに限る。

<表3>

工作物3
*橋りょう(地区内の‘主な河川又は港湾の部分’に架かるもの全て)

※1 主な河川又は港湾に面する部分：主な河川又は港湾から50メートル以内の範囲とする。以下この地区において同じ。

4 形態意匠の基準

(1) リバーフロント地区

アンダーラインは、地区ごとに異なる部分です。

対象物及び項目			形態意匠の基準(景観法第8条第4項第2号イ)	
建築物	形態の基準	配置 低層階 緑化	配置、低層階	快適な歩行者空間を演出するため、オープンスペースの確保に努め、壁面デザインを工夫する。 河岸緑地に接する場所では、空地を河岸緑地と一体感を持たせるように整備するとともに、敷地内に河岸や河岸緑地に直接アクセスできるように歩行者通路やピロティなどを設けるなどの工夫をする。
			敷地内緑化	敷地内緑化をはじめ、屋上や壁面の緑化に努める。
			駐車場、駐輪場、 ゴミ置き場等	できるだけ通りから見えない位置に設置するとともに、目隠しや緑化などにより修景する。また、舗装面は周辺景観との調和を図る。
			塀、柵	周辺景観との調和を図る。
	形状 材質 付帯設備		外観	河川及び対岸からの見え方に十分配慮した配置、形態、意匠とし、周辺の街並みとの調和を図る。
			壁面分節化	大規模壁面は、その圧迫感を軽減するため、壁面の分節化を図る。
			塔屋、屋上設備	*スカイラインの連続性に配慮し、塔屋や屋上設備は、その突出部分を最小限とし、建築物の主体部分と一体のデザインとする。
			屋外階段	できるだけ河川及び対岸から直接見えない位置に設置するとともに、目立たない工夫をする。
			仕上げ材質	壁面等の仕上げ材は、耐久性があり、汚れにくく、変色しにくいものとする。
			室外機、 壁面設備	室外機は原則床置きとして、河川及び対岸から見えない位置に設置し、地区内の通りからもできるだけ見えないよう工夫する。また、壁面設備も目立たない工夫をする。
			バルコニーの 洗濯物	河川及び対岸から、原則洗濯物等が見えないようにする。また、地区内の通りからも、できるだけ見えないよう工夫する。
			*ガラス面の広告	河川及び対岸から見える位置には、周辺との調和を図り、外壁のガラス面の内側に公衆に向けた広告物を表示しないことを基本とする。地区内の通りから見える位置についても、原則、表示しないこととし、やむを得ず表示する場合は、沿道の街並みや建築物と調和するようデザインを工夫する。
	色彩の基準	外壁	基本	高明度、低彩度色を基調とした色彩を採用し、河岸緑地などの緑等周辺の環境と調和したものとする。 なお、石材、木材等の素材感のある自然材料は、色彩の基準を適用しない。また、ガラス、金属板、太陽光発電用発電パネル等でマンセル表色系により色彩が表示できない場合については、高彩度色と認識されるものは使用しない。
			基調色※1	基調色は、次の範囲から用いるものとする。 ただし、その色彩は周辺建築物や建築物全体の形態意匠と調和するように努める。 0R～5Yの色相：明度8超の場合、彩度2以下 0R～5Yの色相：明度4以上8以下の場合、彩度4以下 上記以外の色相：明度4以上、彩度1以下
			補助色※2	‘主な河川に面する部分※3’における補助色は、次の範囲から用いるものとする。 ただし、その色彩は基調色等との調和に配慮するとともに、基調色の色彩基準を超える色彩を用いる場合は、できるだけ低層階で用いるよう努める。 0R～5Yの色相：彩度6以下 上記以外の色相：彩度2以下

建築物	色彩の基準	外壁	強調色※4	強調色は、基調色等との調和に配慮するとともに、基調色、補助色の色彩の基準を超える色彩を用いる場合は、できるだけ低層階で用いるものとする。 ‘主な河川に面する部分’において強調色を用いる場合は、その表現が過剰にならないよう配慮し、高さ10メートル以下の位置で用いるものとする。
			屋根色※5	屋根色は、次の範囲から用いるものとする。 ただし、その色彩は、周囲の街並みや外壁等の色彩と調和するように努める。 0R～5Yの色相：明度6以下、彩度4以下 上記以外の色相：明度6以下、彩度1以下
	その他	工事現場の仮囲い		工事現場の仮囲いは、周辺景観との調和を図るとともに、必要に応じてデザインの工夫に努める
工作物1・2・3	形態の基準 配置形状	共通		工作物の外観は、河川及び対岸からの見え方に十分配慮した配置、形態、意匠とし、周辺の街並みとの調和を図る。
		携帯電話等 基地局アンテナ		河川及び対岸から見えない位置に設置し、できるだけそれ以外の場所から見えない位置に設置するとともに、外壁又は屋根と同色で着色するなど目立たないように工夫する。
		時間貸し駐車場等		舗装面や機器類などは、周辺景観との調和を図る。
		機械式自動車車庫		できるだけ通りから見えない位置に設置するとともに、目隠しや緑化などにより修景する。
		擁壁		擁壁の形態を周辺の地形に合わせるなど、周りの景観に溶け込むような工夫や修景を行うことによって、周辺景観との調和を図る。
		塀、柵		周辺景観との調和を図る。
		*橋りょう		*橋りょうの位置する河川の特性や河岸からの見え方に配慮するとともに、周辺景観との調和を図る。
	色彩の基準	工作物 (日よけ、雨よけ等及び*橋りょうを除く。)		建築物の色彩の基準を準用する。 ただし、柵や柱などの線的要素で構成される工作物については、上記の彩度範囲において、 <u>明度4未満</u> の色彩も使用できるものとする。
		日よけ、雨よけ等		地色※6の色彩は、落ち着いた色彩とし、次の範囲から用いるものとする。 また、複数のテントや幕を設置する場合は、できるだけ色相や色調をそろえる。 0R～5Yの色相：彩度8以下 上記以外の色相：彩度6以下
		*橋りょう		*橋りょうの位置する河川の特性や河岸からの見え方に配慮するとともに、周辺景観との調和を図る。
	その他	工事現場の仮囲い		工事現場の仮囲いは、周辺景観との調和を図るとともに、必要に応じてデザインの工夫に努める

※1 基調色：建築物等の外壁面など各一の面の垂直投影面積の1/5以上に用いる色彩。

※2 補助色：建築物等の外壁面など各一の面の垂直投影面積の1/5未満で用いる色彩。

※3 主な河川に面する部分：主な河川から50メートル以内の範囲とする。以下この地区において同じ。

※4 強調色：建築物等の外壁面など各一の面の垂直投影面積の1/20未満で用いる色彩。ただし、補助色と強調色の和は、最大で外壁面など各一の面の垂直投影面積の1/5未満とする。

※5 屋根色：屋根面に用いる色彩。ただし、陸屋根にあっては防水措置に係る部分を除く。

※6 地色：日よけ、雨よけ等の1/3以上に用いる色彩。

注1：一義的には基準に不適合のものであっても、景観審議会での審議などを経て、景観上の配慮や公益的な空間づくりがなされ、街並みの形成上支障がないと思われるものについては、特例的に基準外の色を使用できる場合があります。

注2：「3 届出対象行為」に示す建築物の建築等及び工作物1の建設等に係る規模で(3)に該当するもののうち、(1)又は(2)に該当しないものについては、形態意匠の基準の適用外です。

リバーフロント・シーフロント地区 (リバーフロント地区) の使用可能色の範囲

〈解説〉

1 基調色

河岸緑地などの周辺景観との調和に配慮し、暖かく落ち着いた印象をもつ暖色系色相(0R~5Y)の低彩度色を基本とします。寒色系色相(0R~5Y以外)を用いる場合は、色相による制限は行いませんが、概ね暖色系色相でまとまっている現況の景観を損なわないよう、さらに落ち着いた低彩度に抑えることとします。

また、暗い(明度が低い)色彩は周辺に威圧感を与えることから基調色として用いることを制限します。

さらに、明度が8を超え、一定の彩度を持つパステル調の色彩については、退色や汚れの影響を受けやすく、現況の街並みにおいてもほとんど用いられていないことから、基調色として用いることを制限します。

2 補助色

‘主な河川に面する部分’は、河岸緑地などの周辺景観との調和と水辺のにぎわいの創出のバランスに配慮して色彩の使用可能範囲を拡げています。

‘主な河川に面する部分’以外は、使用可能色の範囲は定めませんが、中遠景の品格と近景でのにぎわいに配慮し、基調色の基準を超える色彩を用いる場合には、できるだけ低層階で用いるものとします。

3 強調色

使用可能色の範囲は定めませんが、‘主な河川に面する部分’は、中遠景の品格と近景でのにぎわいに配慮し、高さ10メートル以下で用いることとします。

また、‘主な河川に面する部分’以外でも、できるだけ低層階で用いることとします。

4 屋根色

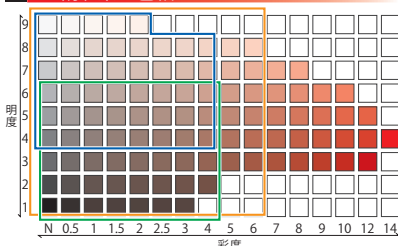
河岸緑地などの周辺景観との調和に配慮し、彩度を抑えたものとします。

ただし、建築物の外観上の全体的なバランスに配慮し、明るい(明度が高い)色彩を制限します。

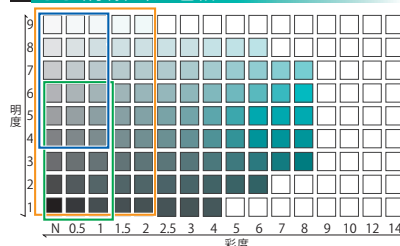
基準の適用部位			色相	明度	彩度	凡例(使用可能範囲)	
建築物の外壁 工作物※の外観	基調色		0R～5Y	8超	2以下		
				4以上8以下	4以下		
			上記以外	4以上	1以下		
	補助色	‘主な河川に面する部分’	0R～5Y	—	6以下		
			上記以外		2以下		
		‘主な河川に面する部分’以外		できるだけ低層階で用いる			
		強調色	‘主な河川に面する部分’	高さ10メートル以下の部分で用いる			
	‘主な河川に面する部分’以外		できるだけ低層階で用いる				
建築物の屋根	屋根色		0R～5Y	6以下	4以下		
			上記以外		1以下		

※ 日よけ、雨よけ等及び* 橋りょうを除く

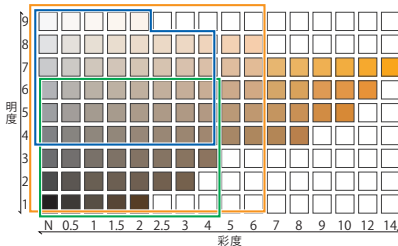
R(赤)系の色相



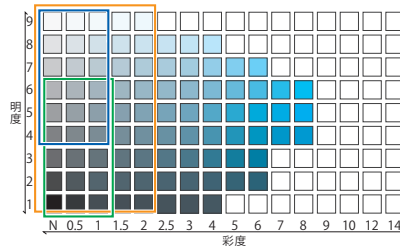
BG(青緑)系の色相



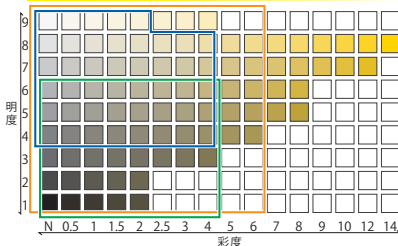
YR(黄赤)系の色相



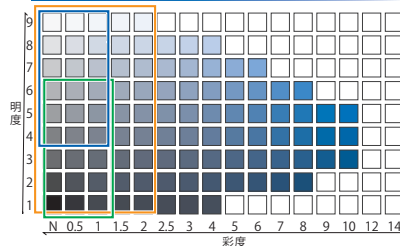
B(青)系の色相



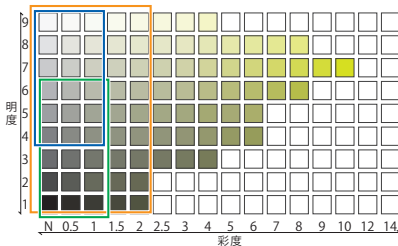
Y(黄)系の色相 (0.1Y~5Y)



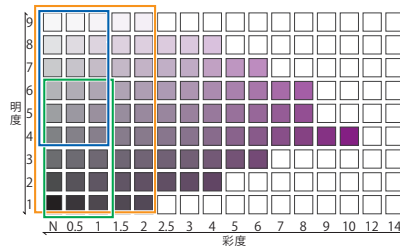
PB(青紫)系の色相



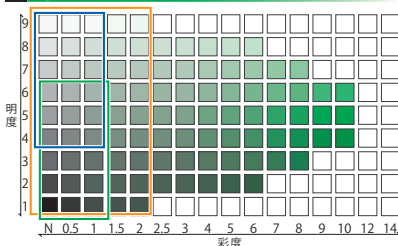
5.1Y(黄)~GY(黄緑)系の色相



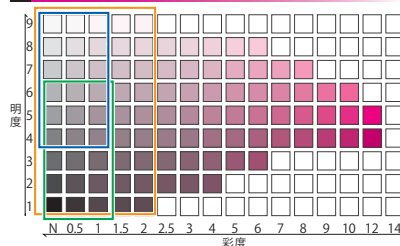
P(紫)系の色相



G(緑)系の色相



RP(赤紫)系の色相



(2) シーフロント地区

アンダーラインは、地区ごとに異なる部分です。

対象物及び項目			形態意匠の基準(景観法第8条第4項第2号イ)		
建築物	形態の基準	配置 低層階 緑化	配置、低層階	快適な歩行者空間を演出するため、オープンスペースの確保に努め、壁面デザインを工夫する。	
			敷地内緑化	敷地内緑化をはじめ、屋上や壁面の緑化に努める。	
			駐車場、駐輪場、 ゴミ置き場等	できるだけ通りから見えない位置に設置するとともに、目隠しや緑化などにより修景する。また、舗装面は周辺景観との調和を図る。	
			塀、柵	周辺景観との調和を図る。	
	形状 材質 付帯設備		外観	河川及び対岸又は海からの見え方に十分配慮した配置、形態、意匠とし、周辺の街並みとの調和を図る。	
			壁面分節化	大規模壁面は、その圧迫感を軽減するため、壁面の分節化を図る。	
			塔屋、屋上設備	*スカイラインの連続性に配慮し、塔屋や屋上設備は、その突出部分を最小限とし、建築物の主体部分と一体のデザインとする。	
			屋外階段	できるだけ河川及び対岸又は海から直接見えない位置に設置するとともに、目立たない工夫をする。	
			仕上げ材質	壁面等の仕上げ材は、耐久性があり、汚れにくく、変色しにくいものとする。	
			室外機、 壁面設備	室外機は原則床置きとして、河川及び対岸又は海から見えない位置に設置し、地区内の通りからもできるだけ見えないよう工夫する。また、壁面設備も目立たない工夫をする。	
			バルコニーの 洗濯物	河川及び対岸又は海から、原則洗濯物等が見えないようにする。また、地区内の通りからも、できるだけ見えないよう工夫する。	
			*ガラス面の広告	河川及び対岸又は海から見える位置には、周辺との調和を図り、外壁のガラス面の内側に公衆に向けた広告物を表示しないことを基本とする。地区内の通りから見える位置についても、原則、表示しないこととし、やむを得ず表示する場合は、沿道の街並みや建築物と調和するようデザインを工夫する。	
			テレビアンテナ等	できるだけ河川及び対岸又は海から見えない位置で、景観上影響の少ない位置に設置する。	
	色彩の基準		基本	高明度色を基調とし、極端な高彩度色を抑制する色彩を採用し、海辺の環境と調和したものとする。 なお、石材、木材等の素材感のある自然材料は、色彩の基準を適用しない。また、ガラス、金属板、太陽光発電用発電パネル等でマンセル表色系により色彩が表示できない場合については、高彩度色と認識されるものは使用しない。	
			外壁	基調色※ ¹	基調色は、次の範囲から用いるものとする。 ただし、その色彩は周辺建築物や建築物全体の形態意匠と調和するように努める。 0R～5Yの色相：明度4以上、彩度4以下 上記以外の色相：明度4以上、彩度2以下
				補助色※ ² 、 強調色※ ³	補助色や強調色は、基調色等との調和に配慮する。 基調色の色彩の基準を超える色彩を用いる場合は、できるだけ低層階で用いるものとする。
			屋根色※ ⁴	屋根色は、次の範囲から用いるものとする。 ただし、その色彩は、周囲の街並みや外壁等の色彩と調和するように努める。 全ての色相：彩度6以下	
	その他		工事現場の仮囲い	工事現場の仮囲いは、周辺景観との調和を図るとともに、必要に応じてデザインの工夫に努める	

工作物 1・2・3	形態の基準	配置形状	共通	工作物の外観は、河川及び対岸又は海からの見え方に十分配慮した配置、形態、意匠とし、周辺の街並みとの調和を図る。
			携帯電話等 基地局アンテナ	できるだけ河川及び対岸又は海から見えない位置に設置するとともに、外壁又は屋根と同色で着色するなど目立たないように工夫する。
			時間貸し駐車場等	舗装面や機器類などは、周辺景観との調和を図る。
			機械式自動車車庫	できるだけ通りから見えない位置に設置するとともに、目隠しや緑化などにより修景する。
			擁壁	擁壁の形態を周辺の地形に合わせるなど、周りの景観に溶け込むような工夫や修景を行うことによって、周辺景観との調和を図る。
			塀、柵	周辺景観との調和を図る。
			*橋りょう	*橋りょうの位置する河川又は港湾の特性や河岸又は海からの見え方に配慮するとともに、周辺景観との調和を図る。
	色彩の基準		工作物 (日よけ、雨よけ等及び橋りょうを除く。)	建築物の色彩の基準を準用する。 ただし、柵や柱などの線的要素で構成される工作物については、上記の彩度範囲において、 <u>明度4未満</u> の色彩も使用できるものとする。
			日よけ、 雨よけ等	地色※の色彩は、 <u>高彩度色</u> を避ける。 また、複数のテントや幕を設置する場合は、できるだけ色相や色調をそろえる。
			*橋りょう	*橋りょうの位置する河川又は港湾の特性や河岸又は海からの見え方に配慮するとともに、周辺景観との調和を図る。
	その他		工事現場の 仮囲い	工事現場の仮囲いは、周辺景観との調和を図るとともに、必要に応じてデザインの工夫に努める

※1 基調色：建築物等の外壁面など各一の面の垂直投影面積の1/5以上に用いる色彩。

※2 補助色：建築物等の外壁面など各一の面の垂直投影面積の1/5未満で用いる色彩。

※3 強調色：建築物等の外壁面など各一の面の各面の垂直投影面積の1/20未満で用いる色彩。ただし、補助色と強調色の和は、最大で外壁面など各一の面の垂直投影面積の1/5未満とする。

※4 屋根色：屋根面に用いる色彩。ただし、陸屋根にあつては防水措置に係る部分を除く。

※5 地 色：日よけ、雨よけ等の1/3以上に用いる色彩。

注：一義的には基準に不適合のものであっても、景観審議会での審議などを経て、景観上の配慮や公益的な空間づくりがなされ、街並みの形成上支障がないと思われるものについては、特例的に基準外の色を使用できる場合があります。

リバーフロント・シーフロント地区 (シーフロント地区) の使用可能色の範囲

〈解説〉

1 基調色

海辺の開放感や爽やかさが感じられる景観を形成するため、中高明度の低彩度色を基本とします。暖色系色相(0R～5Y)の低彩度色を基本とし、寒色系色相(0R～5Y以外)を用いる場合は、色相による制限は行いませんが、概ね暖色系色相でまとまっている現況の景観を損なわないよう、さらに落ち着いた低彩度に抑えることとします。

また、暗い(明度が低い)色彩は周辺に威圧感を与えることから基調色として用いることを制限します。

2 補助色・強調色

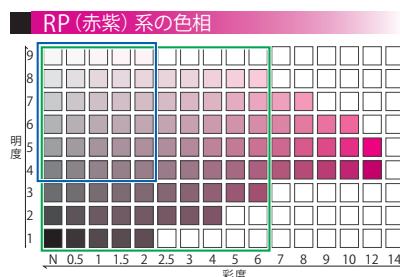
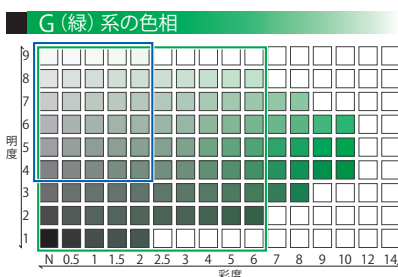
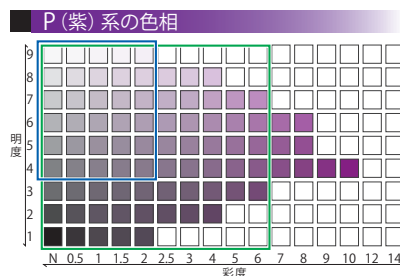
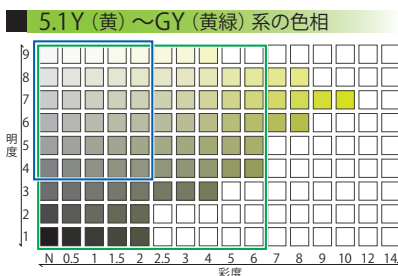
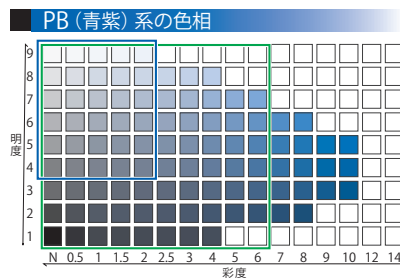
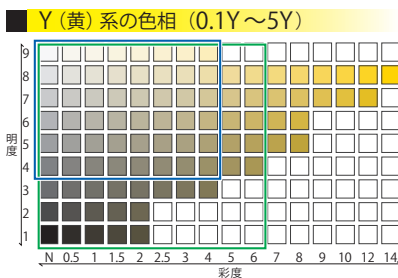
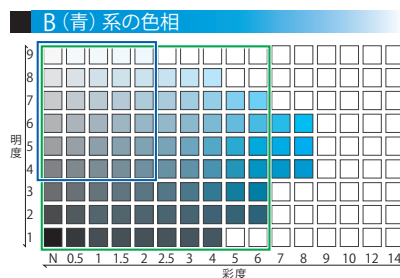
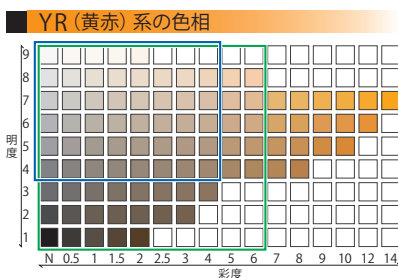
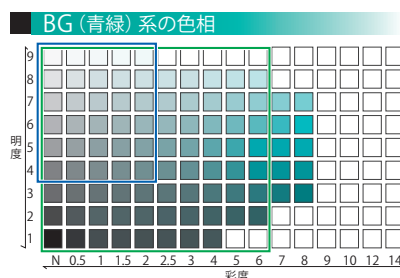
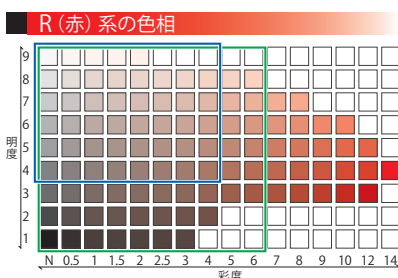
使用可能色の範囲は定めていませんが、中遠景の品格と近景でのにぎわいとのバランスに配慮し、基調色の基準を超える色彩を用いる場合には、できるだけ低層階で用いるものとします。

3 屋根色

派手な色彩が突出した印象を与えないように、彩度を抑えたものとします。

基準の適用部位		色相	明度	彩度	凡例(使用可能範囲)
建築物の外壁 工作物※の外観	基調色	0R～5Y	4以上	4以下	
		上記以外	4以上	2以下	
	補助色・強調色	できるだけ低層階で用いる			
建築物の屋根	屋根色	－	－	6以下	

※ 日よけ、雨よけ等及び*橋りょうを除く



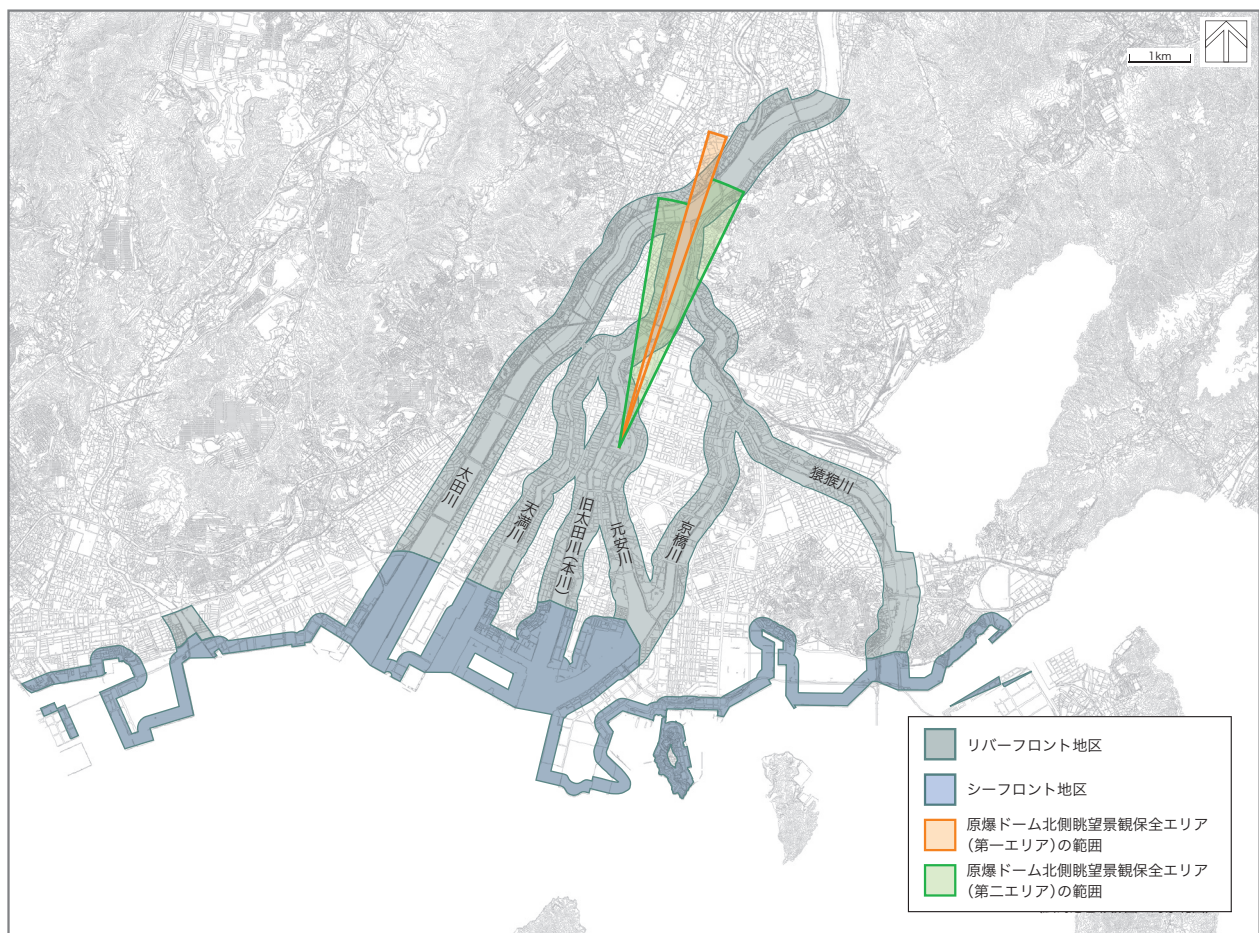
5 高さの最高限度の基準(リバーフロント地区のみ)

対象物		高さの最高限度の基準(景観法第8条第4項第2号ロ)				
建築物・工作物	高さの最高限度	原爆ドーム北側眺望景観保全エリア ^{※1} の範囲内の建築物及び工作物の各部分の高さ(標高による。)は、次の計算式により求めた数値以下とする。				
		<table><tr><td>原爆ドーム北側眺望景観保全エリア(第一エリア)</td><td>$H=0.039390 \times L + 4.812$ [m]</td></tr><tr><td>原爆ドーム北側眺望景観保全エリア(第二エリア)</td><td>$H=0.051192 \times L + 4.812$ [m]</td></tr></table>	原爆ドーム北側眺望景観保全エリア(第一エリア)	$H=0.039390 \times L + 4.812$ [m]	原爆ドーム北側眺望景観保全エリア(第二エリア)	$H=0.051192 \times L + 4.812$ [m]
		原爆ドーム北側眺望景観保全エリア(第一エリア)	$H=0.039390 \times L + 4.812$ [m]			
原爆ドーム北側眺望景観保全エリア(第二エリア)	$H=0.051192 \times L + 4.812$ [m]					
- 建築物の各部分の高さには、階段室、昇降機塔、装飾塔、物見塔、屋窓その他これらに類する建築物の屋上部分及び棟飾、防火壁の屋上突出部その他これらに類する屋上突出物を含む。 - 標高は、東京湾平均海面(T.P.)を基準面とする。 - Hは、建築物及び工作物の各部分の高さの最高限度とする。 - Lは、視点場から建築物及び工作物の各部分までの水平距離(m)で、次式により求める。 $L=\sqrt{[(x+178,364.302)^2+(y-26,246.794)^2]}$(m) 但し、x、yは建築物及び工作物の各部分の座標とする。 - 座標は、平面直角座標系(平成14年国土交通省告示第9号)に規定する平面直角座標系第3系による。						

※1 原爆ドーム北側眺望景観保全エリア：「第6章 5(1)ア」に示す建築物及び工作物の高さを制限する範囲。

注：次のいずれかに該当するものは適用除外とする。

- 現に存するもの又は現に建設、修繕若しくは模様替の工事中のもので当該基準に適合しない部分を有するものを増築又は改築する場合において、増築又は改築に係る部分が当該基準の範囲内であるもの。
- 現に存するもの又は現に建設、修繕若しくは模様替の工事中のもので当該基準に適合しない部分を有するものについて、現状の高さを増加させない範囲で外観を変更することとなる修繕又は模様替を行うもの。
- 市長が公益上又は用途上やむを得ないと認めるもの。



リバーフロント・シーフロント地区と原爆ドーム北側眺望景観保全エリア

6 良好な景観の形成のための基準(リバーフロント地区のみ)

対象物		良好な景観の形成のための基準(景観法第8条第4項第2号二)
建築物・工作物	照明装置	原爆ドーム北側眺望景観保全エリア ^{※1} においては、レーザー光線やサーチライト等の照明装置で上空に向かって照射するなど、原爆ドーム及び平和記念公園周辺地区における南北軸線上の眺望景観の目指すべき姿 ^{※2} に影響を及ぼすものは設置しない。

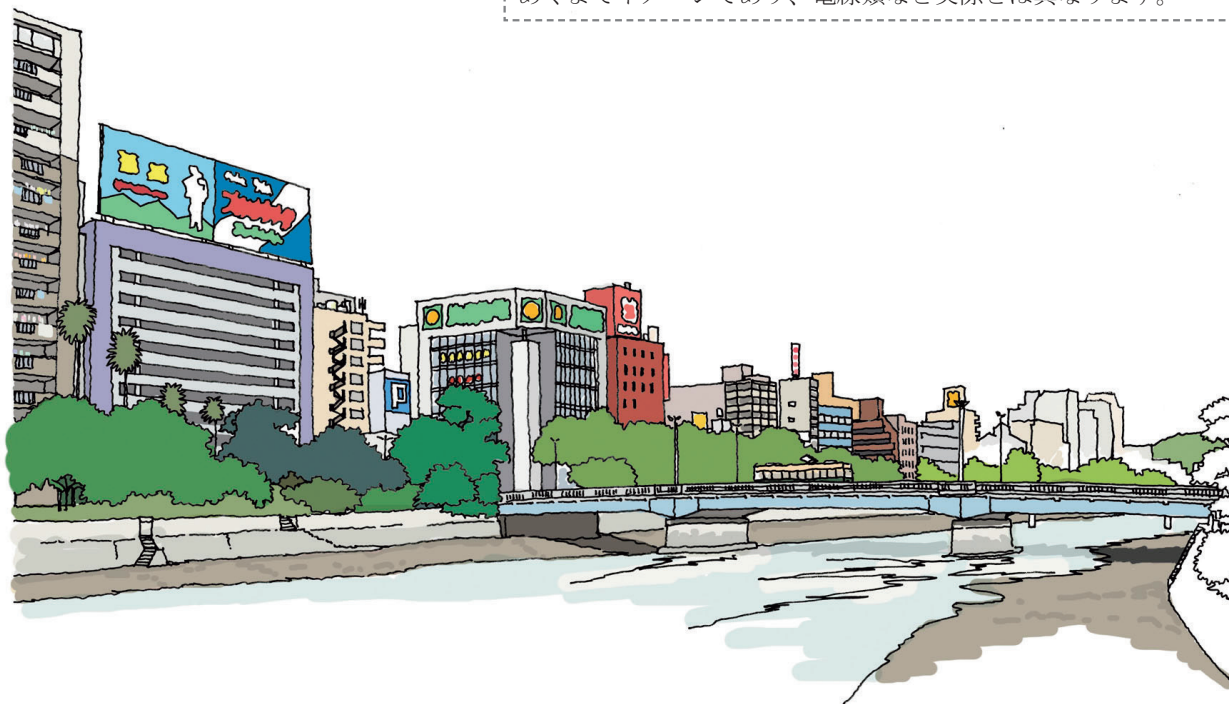
※1 原爆ドーム北側眺望景観保全エリア：「第6章 5(1)ア」に示す建築物及び工作物の高さを制限する範囲。(範囲は「5 高さの最高限度の基準(リバーフロント地区のみ)」に示す図を参照)

※2 原爆ドーム及び平和記念公園周辺地区における南北軸線上の眺望景観の目指すべき姿：「第6章 3」に示す視点場を起点とし、南北軸を中心とした17度(水平方向の角度)の幅において、建築物等の眺望景観を阻害するものが何も見えない姿。

注：市長が公益上又は用途上やむを得ないと認めるものは適用除外とする。

形態意匠の基準による規制・誘導がない場合のイメージ(リバーフロント地区)

このスケッチは、景観計画の運用後、建築物の形態意匠の基準や屋外広告物の基本方針に基づき改善されるイメージを示したもので、この地区の将来的な理想像を示すものではありません。また、あくまでイメージであり、電線類など実際とは異なります。



形態意匠の基準による規制・誘導イメージ(リバーフロント地区)

バルコニーの洗濯物に対する景観上の配慮

屋上広告物設置の制限とシンプルな広告物への誘導

塔屋、屋上設備及び屋外階段に対する景観上の配慮

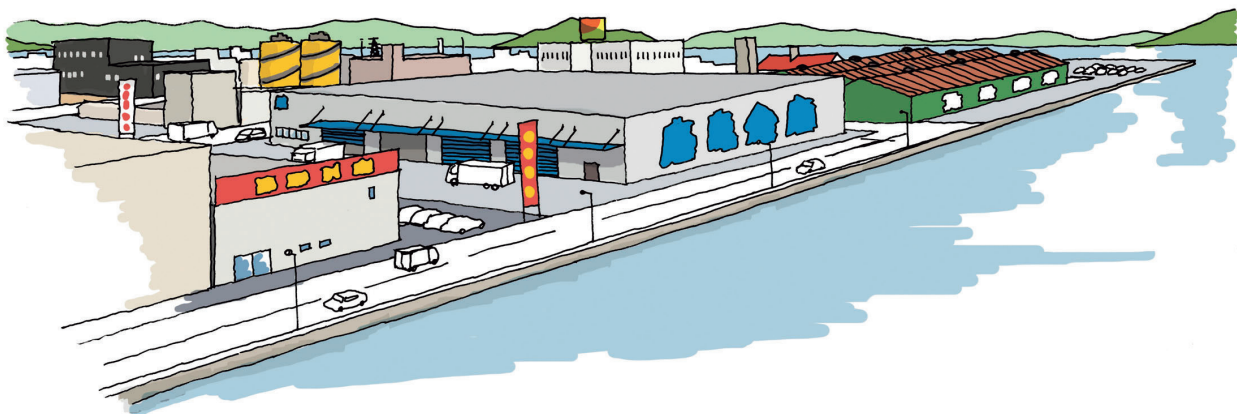
壁面利用広告物の縮小

外壁基調色の色彩の基準への適合



形態意匠の基準による規制・誘導がない場合のイメージ(シーフロント地区)

このスケッチは、景観計画の運用後、建築物の形態意匠の基準や屋外広告物の基本方針に基づき改善されるイメージを示したもので、この地区の将来的な理想像を示すものではありません。また、あくまでイメージであり、電線類など実際とは異なります。



形態意匠の基準による規制・誘導イメージ(シーフロント地区)

